○東北地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十六号	盛岡市上田三丁目二〇四番四から同市西下台町一一三番一まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月三十日

○東北地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
南陽市椚塚字太子堂三九七番一から同市椚塚字中谷地三七〇二番二まで	前	一一・八〇～三五・四（メートル）〇〇・二四〇（キロメートル）	
	後	一四・六〇～三五・四（メートル）〇〇・二四〇（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一から各務原市鵜沼東町一丁目九一番一まで	前	ＢＡ　八・三〇～一二・九〇（メートル）三六・八〇～一一一・四五（キロメートル）一二・三六三～七・〇〇五	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　八・三〇～一二・九〇（メートル）三六・八〇～一一一・四五（キロメートル）一二・三六三～七・〇〇五	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
萩市大字須佐字中津四四四一番一九から同市大字須佐字海蔵庵四六〇五番七まで	前	一〇・三〇～四三・〇〇（メートル）〇〇・三三〇（キロメートル）
	後	一六・六〇～六九・〇〇　〇〇・三三〇

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	柳川市大和町中島字町南側九四六番から同市大和町中島字町南側九九四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月三十日

○九州地方整備局告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	宇佐市大字四日市字轟一二八番一三から同市大字四日市字百園一二三番一まで	九州地方整備局及び大分河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月一日

○九州地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　八代都市計画道路事業三・二・二十四号南部幹線及び三・四・八号八代港線